

「徳島県教育振興計画（第2期）」
改善・見直し（案）

平成26年8月
徳島県教育委員会

第4章 今後5年間に取り組む施策

基本方針1

新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現

現在、グローバル化・情報化・少子高齢化など日本社会は様々な課題に直面しています。これらの課題を解決していくためには、これまでにない新たな視点や発想に基づく価値を創造し、社会の各分野を牽引していく人づくりが重要となってきました。そのため、語学力、コミュニケーション能力、主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ等を備えた人を育てるために、キャリア教育^{*1}の推進やグローバル化に対応した教育の推進、スポーツ活動や文化芸術活動の充実に取り組みます。

1 キャリア教育の推進

発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を実施するとともに、体験的な活動を充実させることにより、児童生徒の社会的・職業的自立のために必要な能力や態度を育成します。また、産学官の連携により、専門性を身に付けた実践力のある人材を育成するとともに、専門的な分野・領域の学習や生徒の将来に対する進路学習等で高大連携を推進します。

施策1 【キャリア教育の推進体制の確立及び充実】

現 状

- 子ども・若者については、働くことへの関心・意欲・態度、目的意識などの未熟さやコミュニケーション能力、基本的マナー等、職業人としての基本的な能力の低下などが指摘されています。
- 平成23年1月には中央教育審議会より「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申が出され、キャリア教育の方向性が示されました。
- 体系的なキャリア教育の推進のために、各学校段階における計画的・系統的な指導が求められています。
- キャリア教育の必要性や意義の理解は、学校教育の中で高まっていますが、教職員一人一人の受け止め方や実践内容・水準にばらつきがあることが指摘されています。

課 題

- 平成25年度に策定した「徳島県キャリア教育推進指針」を学校・家庭・地域に周知し、指針に基づいた実践を推進する必要があります。

*1 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

キャリアとは人が、生涯の中で様々な役割を果たす課程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねること。

- 各学校段階における組織的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、教職員のキャリア教育についての理解を深め、指導力を高める必要があります。また、児童生徒のキャリア形成を支援するための環境を整備する必要があります。

今後の取組

- 「徳島県キャリア教育推進指針」に基づき、小・中・高等学校を通じた組織的・系統的なキャリア教育の推進のため、指導体制、全体計画、各教科・領域における年間計画、指導方法等について調査研究し、その成果を県内の学校に普及します。
- 将来への展望が持ちにくい社会にあつて、児童生徒が自分の将来との関係で学ぶ意義が見出せずに、学習意欲が低下し学習習慣が確立しないといった状況が見られることから、すべての学校においてキャリア教育の推進に向けた指導体制を構築し、全体計画を作成して学校全体でキャリア教育に取り組みます。
- 教職員に対して、キャリア教育の推進に向けた研修やICTを活用してキャリア教育に関する資料を提供する等の支援を行います。
- ICTを活用した児童生徒へのキャリア形成支援を行うための環境を整備します。

施策2 【キャリア発達^{*1}を促すための体験的な活動の推進】

現状

- 本県における中学校での職場体験の実施率は100%（平成25年度）となっており、全国実施率98.6%（平成25年度）を上回っています。
- 本県における高等学校でのインターンシップ^{*2}の実施率は82.9%（平成25年度）となっており、全国実施率80.8%（平成25年度）を上回っています。
- 本県における新規高等学校卒業就職者（平成22年3月卒業）の3年以内の離職率は38.0%となっており、全国平均39.2%を若干下回っているとはいえ、高い値となっています。
- 職場体験・インターンシップの推進に向け、受入先企業のデータベースである「あわ教育サポーター企業等データベースシステム」を構築し、受入企業の確保に取り組んでいます。

課題

- 異年齢者との交流や地域における様々な職業人と身近に接する機会が少なくなった児童生徒に、多くの人々と関わる機会を積極的に設ける必要があります。
- 児童生徒の発達段階に応じた体験的な活動を実施する必要があります。
- ほとんどの高校においてインターンシップを実施しているが、さらにインターンシップ体験者人数を増やしていく必要があります。
- 生徒の多様な希望に対応するため「あわ教育サポーター企業等データベースシステム」の更なる充実を図る必要があります。

*1 キャリア発達：社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

*2 インターンシップ：在学中に自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。

今後の取組

- 幅広い異年齢者との交流や就業におけるミスマッチの未然防止の観点から、学校側と企業側のマッチングの仕組みを構築するなど、産業界や関係機関と積極的に連携を図ります。
- 「徳島県キャリア教育推進指針」に基づき小・中・高を通じたキャリア教育を推進するとともに、職場見学・職場体験・インターンシップを効果的に実施するため、受入先企業のデータベースである「あわ教育サポーター企業等データベースシステム」の内容の充実や利用促進を図ります。
- 専門高校においては、長期間のインターンシップを積極的に設けるとともに、普通科高校においても、積極的にインターンシップを実施します。また、生徒の資格取得を支援します。
- 専門高校の高校生が、小・中学校の児童生徒に専門性を生かした体験的な出前授業等を行うことにより、高校生の専門性の向上はもとより、児童生徒の勤労観・職業観の育成を図ります。

施策3 【産学官連携・高大連携の推進】**現 状**

- 専門性を身に付け、産業技術の進展に対応できる人材を育成するために、産業界との連携により、専門高校の生徒の専門性を高める必要性が指摘されています。
- 産業財産権^{*1}の取得、農工商が連携した6次産業化に対応した教育の推進などにより、地域産業の活性化が求められています。
- 産学官連携による専門高校での取組等を積極的に広報する必要があります。
- 各園・学校においては、県内5大学（徳島大学、鳴門教育大学、徳島文理大学、四国大学、放送大学徳島学習センター）との連携事業で実施している大学から県内公立幼・小・中・高・特別支援学校への出張講義を、積極的に希望し活用しています。
- 高校生が先端分野の研究に接し、自己の能力を伸ばす機会を作るため、京都大学と連携をしています。
- 理数系に興味・関心の高い県内公立高等学校の生徒を対象に、「国際科学オリンピック^{*2}予選」や「科学の甲子園^{*3}徳島県大会」に出場することを通し、生徒の探究心や学ぶ意欲、将来の進路を考える力等を養い、学力向上に対するモチベーションを高め、進路実現へとつなげていくための具体的な取組を実践しています。

課 題

- 生徒の専門性を高めるために、専門高校と企業や大学、県の試験研究機関等との連携を

*1 産業財産権：人間の幅広い知的創造活動の成果について、その创作者に一定期間与えられる権利を知的財産権といい、この知的財産権の内、技術等に関する権利である「特許権」、「実用新案権」、「意匠権」、「商標権」の総称である。

*2 国際科学オリンピック：世界中の中学生・高校生を対象とした科学技術に関する国際コンテストで、国際数学オリンピック、国際物理オリンピック、国際化学オリンピック等が実施されている。それぞれにおいて、日本代表を決定するための国内大会があり、予選・本選等に分けて行われている。

*3 科学の甲子園：独立行政法人科学技術振興機構（JST）が主催し、各都道府県から高校生による代表チームを集め、数学・理科・情報等から複数の競技を行う取組である。各都道府県では代表チームを決定するための都道府県予選を実施している。

図っていく必要があります。

- 伝統的な技能・技術の継承はもとより、グローバル化に対応した教育の実践が求められています。
- 農業・工業・商業科設置高校が連携を積極的に図り、6次産業化による新たな産業の創出について検討していく必要があります。
- 高大連携の成果を高めるためには、各高等学校のニーズが大学の支援できる専門分野・専門領域と効果的に結びつく必要があります。

今後の取組

- 専門高校の一層の高度化を図るため、企業や大学、県の試験研究機関等と協働した施策や事業を積極的に行います。
- 産業財産権の取得等高度な専門性を身に付けるために、企業や関係団体と連携を図ります。
- 「徳島県農工商教育活性化方針」に基づき、6次産業化による新たな産業の創出に対応するために、農業・工業・商業科設置高校の連携を促進します。
- 専門高校での取組を国内外に広報するために、専門高校が一堂に会した発表会や企業等との連携を積極的にアピールするための展示、ICT等を活用した交流活動・情報発信を行います。
- 高大連携の一環として、「国際科学オリンピック予選」のための講習会の実施、「科学の甲子園徳島県大会」、理数教育に関する高校生対象セミナー等の一層の充実を図ります。
- 様々な専門的な分野・領域の学習や生徒の将来に対する進路学習等で大学からの出張講義を活用するなど、高大連携を推進します。
- 京都大学との連携を通し、高校生が先端分野の研究に触れ、自己の能力を伸ばし、将来の目標を考える機会の充実を図ります。

2 グローバル化に対応した教育の推進

学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度から小学校5、6年生で週1時間（年間35時間）の外国語活動が導入されています。また、平成24年度からは中学校での英語の授業時数が週3時間から週4時間へと増え、学ぶ語数も大きく増加しています。さらに、平成25年度からは高等学校において、学ぶ語数の増加とともに、授業は英語で行うことが基本となりました。

この流れを受けて、児童生徒にグローバル社会における英語の必要性について理解を促し、外国語（英語）学習のモチベーションの向上を図りつつ、外国語（英語）を使う機会の拡大をめざしていきます。

具体的には、外国語（英語）授業の指導改善を図るとともに、海外の学校との交流や留学等を促進することにより、国際的な視野を持ち、外国語（英語）運用能力やコミュニケーション能力の備わった児童生徒を育成します。

また、日本語指導が必要な児童生徒を支援するためのネットワークを作り、帰国・外国人児童生徒が、早期に効果的な日本語教育が受けられ、生き生きと学校生活を過ごすことができるようにします。

施策1 【外国語（英語）教育・国際理解教育・国際交流の推進】

現 状

- 県内の学校においては、これまでに文部科学省の教育研究開発事業やスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール事業^{*1}等を活用し、研究指定校において外国語（英語）教育の改善に取り組んできました。
- 文部科学省の英語教育強化地域拠点事業の指定を受け、小学校英語教育の教科化・早期化を見据えた外国語（英語）教育の改善に取り組んでいます。
- 文部科学省の「スーパーグローバルハイスクール」^{*2}の指定を受け、高校生が幅広い教養、問題解決能力等の国際的素養を身に付けるため、国際化を進める大学や企業等と連携を図り、質の高いカリキュラムの開発・実践に取り組んでいます。
- 外国語（英語）担当教員に対する研修「小中高英語パワーアップ講座」を実施し、小・中学校及び中・高等学校間の連携及び教員の指導力の向上を図っています。
- 海外からの教育旅行^{*3}を本県で受け入れる体制を強化するとともに、教育旅行受入による学校交流を推進しています。特に、近隣アジア諸国やドイツからの訪問を積極的に受け入れており、児童生徒の異文化交流、異文化理解を推進しています。
- 海外の学校と姉妹校締結をしている学校においては、TV会議や電子メールなどのICTを活用した交流や定期的な訪問受入による交流を行っています。
- 出前講座の形態で、県内在住の外国人、留学生、海外ボランティア経験者等を講師として招き、総合的な学習の時間等の中で国際理解教育に取り組む学校もあります。
- 英語で学ぶセミナー等の体験プログラムを実施する「Tokushima英語村」^{*4}プロジェクトを通して、他者と協働しながら未来を拓くことのできるグローバル人材の育成を図っています。

課 題

- グローバル社会に生きる子どもたちにとって、国際共通語としての英語はますます重要な役割を果たす言語となっており、学校においては、生徒が英語で円滑にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を育成するため、より一層英語力の強化に取り組む必要があります。
- 国内外においてグローバル化の流れが加速している中、学校における異文化交流に継続的に取り組むだけでなく、児童生徒が直接海外を訪問して体験的に学ぼうとする態度の育

*1 スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール事業：文部科学省が英語教育の先進事例となる学校づくりを推進するため、平成14年度から平成21年度までの8年間、英語教育を重点的に行う高等学校等を指定し、英語教育を重視したカリキュラムの開発、大学や中学校等との効果的な連携方策等についての実践研究を行った事業である。

*2 スーパーグローバルハイスクール：文部科学省が国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、高等学校等をスーパーグローバルハイスクールに指定し、グローバル・リーダー育成に資する教育課程等に関する研究開発、高大接続の在り方についての研究開発を行う事業である。

*3 教育旅行：海外の学校からの教育目的の旅行のこと。教育旅行は、日本の学校の修学旅行と内容的に似ているが、1校単独で行うのではなく、地域から参加希望者を募り、年齢や校種が異なる数校の児童生徒で1つの団を構成し、旅行内容に学校訪問が含まれているケースが多い。

*4 「Tokushima英語村」：国内外の大学生・留学生等を活用して、英語をベースに多様な価値観を育み、夢や希望に向かって主体的に行動できるグローバル人材を育成する事業。

成や訪問する機会を創出する必要があります。

- 外国人との交流や体験活動をする機会の創造により、国際理解や国際協調の精神を育みながら、他者と協働して未来を拓くことのできる人材を育成する必要があります。

今後の取組

- 英語でコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成を図るとともに、広く世界へ目を向け、国際協調の精神を育むため、小・中・高等学校の各段階で児童生徒が世界を体感する場を創造します。
- 英語力強化の取組を独自に行う学校を支援し、その実践内容を県内の学校へ周知するとともに、すべての学校において英語教育の指導改善を図るため、「英語を用いて何が出来るようになるか」という観点から、各学校における学習到達目標を具体化し、英語の4技能の総合的な育成に取り組んでいきます。
- 長期または短期の留学、語学研修を希望する中学生・高校生に対して、留学支援金として経費の支援を行い、留学等の促進を図ります。その際には、対象者に我が国や本県の歴史・文化等に関する事前学習を行います。
- 中学生や高校生に国際的な視野を持たせ、海外への関心を高めるため、海外勤務・留学経験のある社会人・大学生等を特別非常勤講師として中学校や高等学校等に派遣するなどの取組を行います。また、県内の外国語指導助手（ALT^{*1}）等の外国人と児童生徒が夏休み等を利用した自然体験活動等を通じた交流が可能となるよう、必要な支援を行います。
- 海外の高校・大学への留学・進学や、外国から留学生を多く受け入れているなど、国内においてグローバル化を先導する大学への進学を希望する中学生、高校生、保護者等に対する各種の情報提供や手続面での助言等の支援を行います。
- 海外の学校からの教育旅行受入による交流やパートナーシップ協定締結等による学校間交流を推進することにより、諸外国の同世代の児童生徒との交流の機会を拡充します。
- 県内在住の外国人、留学生、海外ボランティア経験者等の人材を活用して、国際理解教育を推進します。

施策2 【帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実】

現状

- 急速にグローバル化が進展する時代にあつて、保護者の転居等により、海外からの児童生徒を学校へ受け入れることも急激に増えており、これに伴って日本語の理解力が壁となって学校の授業についていけないケースが生じています。
- 本県の帰国・外国人児童生徒は、県下全域に散在しており、平成22年5月、97人だったものが、平成26年5月には、264人と増加傾向にあります。
- 日本語指導が必要な児童生徒の母国語は、中国語が多く、ついでフィリピーノ語、英語、

*1 ALT: Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略。ALTは、地域レベルでの外国語(英語)教育の充実や国際理解教育推進の役割を担い、小・中学校や高等学校等において児童生徒の外国語(英語)能力の向上に貢献している。この取組は「語学指導等を行う外国青年招致事業」(英語名: The Japan Exchange and Teaching Programme「JETプログラム」)として、1987年より実施されているもので、外務省、文部科学省、総務省の協力の下、地方自治体と自治体国際化協会(CLAIR)が行っている。平成24年度JETプログラムにより招致しているALTは、全国で3,986名いる。

アラビア語となっており、アジア国籍が7割を占めています。

課題

- 学習指導要領には、「海外から帰国した児童生徒等については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと」とあり、帰国・外国人児童生徒に対する教育は、より一層必要となっています。
- 帰国・外国人児童生徒には、日本語が話せない児童生徒が多く、初期段階で日本の学校や学習の仕方等について説明することが必要です。
- 日本語指導には特殊なノウハウが必要となるため、指導者の育成が必要となります。また、各種関係団体とのネットワーク作りを進めることが大切です。

今後の取組

- 早期に正しい日本語指導を行う体制を築くことで、帰国・外国人児童生徒が早く学校に適応し、学力を向上させることができるよう支援します。
- 帰国・外国人児童生徒と共に学ぶことによって、学級の他の児童生徒も異文化に対する相互理解を深め、豊かな国際感覚を養うことができるよう、学習活動の工夫改善に努めます。
- 大学や各種関係団体等とのネットワークを構築し、日本語指導者や通訳等、県内の有能な人材を有効に活用することで、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を行います。

3 ICT活用能力の育成

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代と言われています。こうした時代に生きる児童生徒に必要な不可欠な力である、必要な情報を主体的に収集・判断・処理等し、発信・伝達等ができるICT活用能力の育成に向けた取組の一層の充実を図ります。

施策1 【ICTを活用した教育の推進】

現状

- 新学習指導要領において、各教科等における指導の中で、児童生徒が「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実する」、「情報モラルを身に付ける」と示されていること等を踏まえ、パソコン、電子黒板^{*1}等のICT機器を活用した授業実践等が図られるよう、教職員のICT活用指導力の向上、デジタルコンテンツ^{*2}の充実など、児童生徒のICT活用能力の育成に向けた取組を推進しています。

*1 電子黒板：電子技術を導入した黒板やホワイトボードの総称。字や絵の書き込み、その電子的な記録、事前に記録しておいた字や絵の表示、情報機器と連動した複雑な操作や表示などが可能。

*2 デジタルコンテンツ：デジタル形式で作成、保存された映像作品・データベース・音楽・アニメ・ビジュアル（写真・アート・CG）・キャラクターなどを指す。

課題

- 平成23年4月に文部科学省から公表された「教育の情報化ビジョン」では、デジタル情報を含めた児童生徒の読解力について「必要な情報を見つけ出し取り出すことは得意だが、それらの情報の関係性を理解して解釈したり、自らの知識や経験と結びつけたりすることが苦手である」とされており、本県においても同様の傾向が見受けられます。また、学校、教職員間で取組への意識等に差異も見られることから、これらの課題解決に向けた取組の充実が求められています。そのためには、教職員がICTを活用して授業等を実践し、児童生徒が自ら、また、協働して学習できる環境等を作るためのスキル^{*1}及び意識の向上を図る必要があります。
- 授業等におけるICTの効果的な活用のために、デジタル教材^{*2}等の充実を図る必要があります。
- ICT活用能力の育成を図るとともに、インターネット等に起因するトラブルの被害者にも加害者にもならないようなスキル等を身に付けさせる必要があります。

今後の取組

- 大学等との連携により教職員の資質向上のための研修やTV会議システム等のICTを活用した遠隔指導などの取組の充実を図ります。
- 授業等においてICTを活用して指導できるよう、様々な機会を捉えて研修等を行い、教職員の指導力向上を図ることにより、児童生徒の興味、関心を高める授業実践等を推進します。
- eラーニング^{*3}用コンテンツの充実を図るとともに、その利活用を促進します。
- ICTボランティアなど地域の教育力の活用にも取り組みます。
- 児童生徒が高度情報化社会の中で適切に活動するための基本となる考え方や態度を身に付けられるよう、年間指導計画を作成し、情報モラル教育の一層の充実を図ります。
- これらの取組を有機的に連携させることにより、児童生徒の発達段階に応じたICT活用能力の育成に総合的に取り組みます。

4 スポーツ文化の創造

各競技団体が将来にわたり、計画的・継続的に競技力向上に取り組むことができるように、一貫指導体制の構築や優秀な指導者の育成を推進するとともに、競技人口の拡大や重点的・集中的な強化策の視点も踏まえ、関係機関との連携を図り各種事業を効果的に進めます。

学校での指導力・競技力の向上を図るとともに、各競技の底辺の拡大や選手の確保のため、競技力向上スポーツ指定校が中学校や地域と連携した活動を実施することを推進します。

また、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるように、多くの県民の方がスポーツに親しむ機会の提供に努めます。

*1 スキル：訓練や経験などによって身につけた技能。ある人が有している力量や技術。

*2 デジタル教材：教育のために必要な図書等の教材をコンピュータ等のICT機器で活用しやすいようにデジタル（電子）化したもの。

*3 eラーニング：コンピュータやインターネット等のIT技術を活用して行う学習のこと。

施策1 【競技スポーツの振興】

現 状

- 少子高齢化や興味関心の多様化、経済不況等による社会の変化は、これまで競技スポーツにおいて重要な役割を果たしてきた学校の運動部や企業スポーツの在り方にも波及し、競技者数の減少や休廃部等の状況が生じています。
- 国民体育大会の天皇杯順位（男女の総合成績）については、団体競技や少年種別の不振、企業スポーツの低迷による成年種別の不振などにより、平成11年度以降、40位台と低迷しています。
- 従来より実施してきた競技団体への重点強化のための「競技スポーツ重点強化対策事業」、一貫指導体制づくりを支援している「徳島育ち競技力向上プロジェクト」及び高等学校の集中的強化のための「競技力向上スポーツ指定校事業」に加え、平成23年度に「スポーツ王国とくしま推進基金」を創設し、その活用により競技力の向上に取り組んでいます。
- トップスポーツ校では、全国大会等において上位入賞ができる運動部の育成に努めています。また、学校の特徴を生かしたり競技団体や地域諸団体と連携したりすることにより、他の高等学校や県内全域の中学校へ競技普及を図り、各競技種目の競技力向上と振興を推進しています。平成27年度は、20校36部を指定しています。
- 全国高等学校総合体育大会の入賞者数（団体・個人）は、平成24年度は8、平成25年度は11、平成26年度は16となっています。
- 平成23年全国盲学校野球大会や平成24年のパラリンピック柔道で優勝者を輩出しています。
- 鳴門渦潮高校「スポーツ科学科」を本県スポーツの拠点として、より高度で質の高いスポーツ教育を行うために必要な施設・設備の整備を図っています。また、鳴門渦潮高校の専攻実技の8種目の運動部を支援するとともに、大学や各種団体等と連携し、スポーツ拠点として本県の競技力向上やスポーツ振興をめざしています。

課 題

- 次世代アスリートを計画的・継続的に発掘・育成・強化を行う「一貫指導体制」を確立するとともに、優秀なスポーツ指導者を育成する必要があります。
- 競技団体が、学校、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等と連携・協働できる環境づくりが大切です。
- スポーツ指導者が十分に確保できておらず、アスリートがスポーツ指導者等になるためのキャリア循環が十分とはいえない状況があります。
- 障がい者のスポーツへの参加機会を拡充し、全国大会等への支援の在り方について検討する必要があります。
- 各競技の競技力向上のため、指導者の指導力向上や生徒の競技力向上に向けた研修会等を活用する必要があります。
- 鳴門渦潮高校及びトップスポーツ校の競技力の向上を図る必要があります。
- 鳴門渦潮高校を、スポーツ拠点として更に機能充実を図る必要があります。

今後の取組

- 競技力の向上をめざす各事業を通じて「一貫指導体制の構築」と「優秀な指導者の育成」を計画的・継続的に行います。
- 競技団体と総合型地域スポーツクラブ等との連携の効果的なコーディネートを図ります。
- 「スポーツ王国とくしま推進基金」の効果的な活用に取り組みます。
- 県体育協会、各競技団体及び関係機関と連携し、指導力・競技力の向上を図ります。
- 障がい者スポーツとして全国障害者スポーツ大会等の参加機会の提供などを促進します。
- 「夏季2020東京オリンピック」に向けて、鳴門渦潮高校及びトップスポーツ校のさらなる競技力の向上を図ります。
- 各競技の底辺の拡大や選手の確保のため、トップスポーツ校及び鳴門渦潮高校が中学校や地域と連携した活動を実施することを推進します。
- 鳴門渦潮高校の施設・設備の整備や活用促進を図るとともに、県外強豪校との交流や各関係機関や大学との連携を密にし、スポーツ拠点としての機能強化に努めます。

施策2 【スポーツを通じた幸福で豊かな生活の創造】

現状

- 「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であることが、「スポーツ基本法」（平成23年施行）の前文に明文化され、徳島県スポーツ推進審議会において、「とくしまスポーツ憲章」を踏まえた本県スポーツ推進の基本的な方向性を示す新たな「徳島県スポーツ推進計画」を審議・策定しました。
- 多くの県民がスポーツに親しめるよう、多様なスポーツイベント等に助成を行うとともに、家族や仲間ですぽーつにふれあうことができるスポーツイベントの開催や情報発信を行っています。

課題

- 人々をひきつけるスポーツの魅力の向上、スポーツ交流を通じた地域の一体感や活力の醸成、社会全体でスポーツを支える基盤の整備など、総合的なスポーツ施策を実施することが必要です。
- 多くの県民に様々なスポーツイベントに参加してもらうために、より工夫した情報提供が必要とあります。

今後の取組

- 県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる「スポーツ王国とくしまづくり」の実現をめざし、関係機関と連携・協働しながら「徳島県スポーツ推進計画」を推進します。
- 「する」「観る」「支える」など多様なスポーツへの取組を促進するため、スポーツイベント等への助成や地域における多様なスポーツ活動の情報提供を行っていきます。

5 伝統文化の継承と文化芸術の創造

学校における伝統文化・文化財の継承に資する教育を推進することで、児童生徒がふるさと徳島の文化について県内外で発信できるように取り組みます。

また、文化の森総合公園各館において、資料の継続的な収集に努めるとともに、魅力的な展示や体験学習等の実践を通して、伝統文化の継承と文化芸術の創造につなげます。

施策1 【文化芸術活動の推進】

現 状

- 学校では、授業だけでなく、美術作品展や音楽会の開催のほか、中学校、高等学校においては、部活動として文化芸術活動が活発に行われています。
- 県内には、多くの文化芸術活動に関する団体や地域組織などがあり、児童生徒を対象として、舞台芸術や合唱などの活動を、地域の施設を活用して活発に行っています。また、その開催などの情報は、いろいろなメディアを通して学校や児童生徒に随時提供されています。
- 児童生徒が、家庭や地域社会において文化芸術活動に取り組むことに個人差や地域差が見られることから、児童生徒の文化芸術活動に対する理解や関心を高めることにおいて、学校が担う役割は大きくなっています。
- 文化の森総合公園各館では、阿波藍、阿波おどりをはじめ、地域の伝統文化や芸術に関する貴重な資料を収集・保存しており、常設展示の他、県内外の博物館等と連携した企画展の開催や普及教育活動により郷土の伝統文化や芸術作品の鑑賞の機会を提供しています。
- 二十一世紀館のイベントホール、野外劇場、多目的活動室は、県民の文化芸術活動の発表の場として、幅広く利用されています。

課 題

- 児童生徒に対し、文化芸術活動を通して、生活に潤いとゆとりをもたらす文化芸術に親しむ態度を養い、豊かな心を育むことが求められています。
- 将来の芸術家の育成のきっかけになるよう、児童生徒の文化芸術活動の機会を整備する必要があります。
- 児童生徒に提供される文化芸術活動の開催日程や内容等に関する大量の情報が、有効に活用されるように整理する必要があります。
- 文化の森総合公園各館においては、資料の継続的な収集に努めるとともに、魅力的な展示や体験学習等の実践を通して、伝統文化の継承と文化芸術の創造につなげることが求められています。

今後の取組

- 児童生徒が優れた文化芸術活動にふれる機会を充実させるため、鑑賞やワークショップ^{*1}などの体験活動を学校に対して積極的に提供するように努めます。

*1 ワークショップ：講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習。

- 将来の芸術家としての資質を有する生徒が、芸術家の指導を直接受けられる機会の提供をめざし、その方策を検討します。
- 児童生徒及び学校の文化芸術活動に関するニーズと芸術家及び各種団体を結びつけ、地域の個性を生かした多様な文化芸術活動の推進に努めます。
- 地域における文化芸術活動の拠点となる「文化芸術リーディングハイスクール」を育成するとともに、地域に根ざした高等学校の活性化に取り組みます。
- 文化芸術活動に関する情報が、学校や児童生徒にわかりやすく、使いやすい形で提供されるように、情報の提供方法の改善をめざします。
- 文化の森総合公園各館では関係団体と幅広く連携し、魅力的な企画展、体験学習を実施し、各館の特徴を活かした取組を実施します。また、県民の文化活動の実践を支援するとともに、積極的に学校との連携を強化し、地域教育の拠点として、学校教育に貢献できるよう機能充実を図ります。

施策2 【伝統文化と文化財の保存・継承】

現 状

- 少子高齢化に加え、都市化・過疎化によるコミュニティの変化等により、地域の伝統文化と文化財の継承が困難になりつつあります。
- 小学校においては、地域について学ぶことが教育課程に組み込まれており、我が国や郷土の伝統文化に関して、「阿波おどり」「地域の祭り」「大谷焼」「藍染め」「邦楽」「地域の歴史・文化の調査」など多様な学習が行われています。一方、教育課程に明確には組み込まれていない中学校での取組は、「邦楽」「地域の歴史・文化の調査」「地域の祭り・民俗芸能」が中心で、地域の文化財に関する授業などは十分とは言えず、高等学校でも、部活動を中心に「茶道」「邦楽」「郷土料理」等が目立つ程度です。しかし、国や県の事業を活用し、熱心に取り組んでいる学校もあります。
- 外部人材の活用については、小学校全体の96%（平成25年度）において、いずれかの学年で実施されていますが、中学校では、全体の51%（平成25年度）にとどまっています。そこで、「文化教育に関する人材バンク」を作成し、学校の希望に応じて地域人材を紹介・派遣する事業を継続するなど、学校と地域人材とのコーディネートに努めています。人材バンクが作成されたことにより、紹介・派遣を希望する学校は増加傾向にあります。
- 中学校のモデル校において、「あわ文化」を学習し、「あわ文化検定」を実施して、「あわっ子文化大使」が誕生し、様々な場面で活躍しています。

課 題

- ふるさとの伝統文化と文化財について知り、それらを受け継いで愛着を持つことが自らの誇りにつながります。将来、国際社会で活躍できる、誇りを持ってふるさとを語る子どもたちの育成が求められています。
- 我が国と郷土とくしまを愛し、成人してからも誇りをもって語るができる県人を育てるためには、学校教育において伝統文化と文化財に触れ、学ぶ機会を確保するとともに、各学校の体験学習を充実させ、外部講師の招へい等についての支援を続けることも必要です。

- ふるさと徳島を愛し、「あわ文化」を次世代に伝承するとともに、ふるさと徳島の魅力を県内外に発信できる人材を継続的に育成する必要があります。

今後の取組

- 小・中・高等学校と一貫して、学校で行う文化教育のねらいや求める児童生徒像、指導例、年間指導計画などをまとめた文化教育の指針を具体的に示していきます。
- 徳島県の文化遺産等について触れた学習資料等を作成・配布し、授業の中での活用について検討を行います。
- 「文化教育に関する人材バンク」を活用した人材派遣の継続に努めるとともに、地域人材と学校をつなげる中で、新たな連携の強化・拡大を図ります。
- 「あわ文化」に関する教育の実施をめざすと同時に、「あわ文化」を次世代に伝承するとともに、ふるさと徳島の魅力を県内外に発信できる人材育成の取組を充実させます。

基本方針2

知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現

雇用環境の大きな変化による将来への不安、学校での学習と将来への展望のつながりを見出しにくくなっていることなどを背景として、学ぶ意欲の低下が大きな課題となっています。また、行き過ぎた個人主義の風潮や物質的な充足感、地域でのつながりの希薄化による交流や各種体験の不足、体を動かす機会の減少などを背景に、規範意識、社会性、体力の低下等の課題もあります。

そのため、学校教育において、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を身に付け、多様で変化の激しい社会において個人として自立し協働できる人づくりが求められています。

「生きる力」を身に付けた子どもたちが、これからの社会を生き抜くために、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識と柔軟な思考力に基づき、主体的に課題を解決したり、他者とコミュニケーションし、協働していく能力を身に付けることができる教育を実現します。

1 確かな学力の育成

「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」、さらには「主体的に学習に取り組む態度」を「学力」の重要な3要素ととらえ、その育成を図り「確かな学力」を育成します。

施策1 【学力向上策の推進】

現 状

- 平成21年度から、児童生徒の学力や学習状況等を把握し、各学校及び教師が自らの取組や指導法を振り返る機会とし、授業改善等の取組を推進し日々の教育活動や学習指導のより一層の改善・充実を促進するために、「徳島県学力ステップアップテスト」（対象：小学校5年生と中学校2年生）を実施しています。
- 平成27年2月に「徳島『確かな学力』育成プロジェクト」を策定し、管理職の学校マネジメントの改善を図るとともに、学習指導要領を十分に踏まえた学校全体での授業の改善、児童生徒が主体的に取り組む家庭学習の充実に取り組んでいます。
- 平成18年度から「読書の生活化プロジェクト」を立ち上げ、県内すべての幼児児童生徒及び教職員が一体となって、3年間で1,000万冊の読破をめざす活動に取り組んだ結果、3年間で約1,800万冊を読破するなどの成果を得ました。平成21年度からは、「読書の生活化プロジェクト」の取組として、学校図書館の蔵書数の充実や貸出冊数の増加に努め、その成果として、「朝の読書」等の読書活動の実施、図書委員会による読書啓発など読書環境の充実が図られています。
- 文部科学省は、理数系教育に関する教育課程等について研究開発を行う高等学校をスー

パーサイエンスハイスクール（SSH）^{*1}として指定しています。指定期間は5年になります。徳島県では、城南高校、科学技術高校及び脇町高校が指定を受けており、平成26年度においては、城南高校は実践型として、徳島科学技術高校は開発型として、それぞれ2年目を迎えています。また、脇町高校は最終年を迎えています。課題研究などへの取組により、SSH指定校は理数教育の中心的存在となっています。

- 城ノ内中・高等学校を、進学面等において本県中等教育を牽引する学校としてリーディングハイスクールに指定しています。

課題

- これからの社会において必要となる「生きる力」を支える「確かな学力」のより一層の育成が求められており、基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得と、習得した知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う必要があります。
- そのためには、まずは個々の教員が協働して学力向上に取り組み、学びの共同体としての学校の機能を十分に発揮していくことが重要です。また、学力向上に関する先進的・効果的な取組とその成果を全ての園・学校に普及するとともに、家庭・地域と連携した取組を一層推進する必要があります。
- 子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校の授業や読書活動以外での1日の読書時間では、小学校5年生、中学校2年生において、10分未満の児童生徒が全体の3～4割おり、児童生徒の家庭読書習慣の確立が課題です。
- 県内SSH指定校間の交流を積極的に進めていくとともに、SSH指定校における理数系教育の推進を支援する態勢づくりと、これまでのSSH支援事業の成果の他校へのより一層の普及が必要です。

今後の取組

- 「全国学力・学習状況調査」に引き続き参加するとともに、本県独自の「学力・学習状況調査」を改善し継続的に実施することにより、児童生徒の学力や学習状況、個々の学校マネジメントの状況等を把握し、PDCAサイクルにより学力向上を確かなものとします。そのために、新たに、「徳島『確かな学力』育成プロジェクト」に基づいた取組を推進します。
- 各学校ウェブサイト等を利用した学力向上に関する取組の広報を一層推進することにより、家庭や地域社会との連携を促進し、児童生徒の学力の基盤となる生活習慣や学習習慣等の改善を図ります。
- 学力向上に関する研究指定校等における研究の一層の充実を図り、各校の取組とその成果を県立総合教育センターのウェブサイトから情報発信します。また、県教育委員会主催

*1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）：高等学校及び中高一貫教育校の科学技術・理科、数学教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、理数系教育に関する教育課程等に関する研究開発を行う高等学校等を文部科学省が指定する。

の教育発表会等を開催することにより、各研究指定校・園の研究成果や特色ある教育活動を実践している園・学校の成果を、すべての幼・小・中・高・特別支援学校へ普及し、各学校の特色を生かした学力向上に関する取組を推進するとともに、保護者・県民に対し教育に関する情報提供を行います。

- 「読書の生活化プロジェクト」の取組を継続実施し、その中で、学校図書館活動等を活性化し、貸出冊数を増加させるなど、学校による家庭読書につながる取組を充実させ、読書に親しむ子どもづくりを推進します。
- SSH指定校3校で構成される合同発表会実行委員会とともに発表会を開催し、SSH支援事業における成果を普及するとともに、学校間の交流を通して、徳島県の理数教育のレベルアップを図っていきます。
- リーディングハイスクールに指定した城ノ内中・高等学校を、先取り学習や単位制導入による進度別・習熟度別授業の展開、教員の指導力強化、CALLシステム（コンピュータ支援語学学習システム）の導入等により、難関大学進学はもとより、グローバル社会を視野に入れた一人一人の進路の実現を目指します。
- 高い志を持つ高校生を対象に、次代のトップリーダー育成を目標とした「徳島ウィンターキャンプ」を実施します。教科や学問等において知的な刺激を受け、切磋琢磨する合宿を行い、人間力向上につなげ、学校の枠を超えたネットワーク作りを目指します。

施策2 【幼稚園・小学校・中学校の連携】

現 状

- 現在、すべての公立幼稚園が小学校との連携を行っており、保育参観・授業参観等による教育内容や指導方法等の校種間での相互理解促進に向けた合同研修会の開催や小学校低学年の生活科の学習を生かした園児と児童の交流学习が行われています。
- 「幼・小・中連携推進事業『学びのかけ橋』プロジェクト」等を実施し、異校種の教職員が互いに連携に努めることにより、幼児児童生徒の実態や指導の仕方等の違いを理解し、円滑な接続について研究を進めるとともに、その成果を県内に普及しています。

課 題

- 幼・小・中学校における指導方法が異なるため、入学時の環境等の変化に対するとまどいや不安から起こる「小一プロブレム^{*1}」、「中一ギャップ^{*2}」が問題となっており、幼・小・中学校では、すべての教職員が共通理解のもと、連続性のある教育活動を推進していく必要があります。
- 幼・小・中学校における「学び」の成果をつなげるために、幼稚園から小学校へ、及び小学校から中学校へと上がる接続期における教育課程の在り方を検討する必要があるとともに、全ての教職員が幼児児童生徒の実態や指導の在り方について相互理解を深めることが求められています。

*1 小一プロブレム：小学校に入学したばかりの小学1年生が、集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。

*2 中一ギャップ：小学生から中学1年生になり、新しい環境（学習・生活・人間関係）になじめず、不登校やいじめなどいろいろな問題が出てくる現象。

- 教職員間の相互交流はもとより、児童生徒間の交流活動を積極的に実施することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の高まり等を図る必要があります。

今後の取組

- 発達や学びの連続性の観点から、円滑な接続について共通理解を図り、幼・小学校及び小・中学校における交流や合同研修などを年間を通じ計画的に実施するよう、教職員研修等を開催し、指導助言に努めます。
- 幼稚園から小学校に就学する幼児のみならず、保育所から小学校へと就学する幼児についても、その後の小学校生活への円滑な移行につながるよう、保育所に通所する幼児と小学校に就学している児童との交流活動や、保育士と小学校教諭との情報交換会等の交流活動の推進を図ります。
- 「幼・小・中連携推進事業『学びのかけ橋』プロジェクト」等による実践研究を推進するとともに、その成果を県内に普及します。

施策3 【コミュニケーション能力の育成】

現状

- 少子化や核家族化が進み、子どもたちが直接コミュニケーションを図る機会が減少しているため、各教科等の授業における言語活動の充実を図ったり、保護者や地域住民とふれあう体験活動等を取り入れたりするなど、コミュニケーションを必要とする機会を多く設け、世代の違いを超えてコミュニケーションをとる力や望ましい人間関係を築く力の育成を図っています。
- 学習指導要領では、コミュニケーションの基盤となる言葉を使った活動を一層充実させることが重視されており、互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させるなど、各教科等において、児童生徒の言語の力を高める学習を行うことが必要であるとされています。

課題

- 自分や他者の感情や思いを表現したり、受け止めたりする語彙や表現力が乏しいことが、他者とのコミュニケーションが上手く図れないことの一因となっており、これらについての指導の充実が求められています。
- ボランティア活動や地域の行事への参加等、これまで以上に児童生徒が周囲の人々とふれあう場を設けるなどして、同世代のみならず、異世代とのコミュニケーションの機会を確保し、児童生徒のコミュニケーション能力を育成することが必要となっています。

今後の取組

- 子どもたちが、幼児期から様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにするとともに、コミュニケーションの手段として、言葉はもとより、アイコンタクトや表情等の身体表現なども用いながら、日常生活の中で身近な人と伝え合う楽しさや喜びを実感することができるよう配慮し、心身の発達段階に応じた適切な指導を行います。
- 児童生徒が、様々な人々とふれあい、協働する活動等を通して、コミュニケーション能

力を育むことができるよう、ボランティア活動や地域の行事等への参加を促すとともに、コミュニケーション能力を育むための取組や活動を学校教育の中に計画的に設定していきます。

- 全ての教科等において、コミュニケーションの基盤となる言葉を使った活動を一層充実させることが必要です。このため、児童生徒が間違いを恐れずに発言できる環境づくりを進めるとともに、自分の意見を発表したり話し合ったりする機会の設定や、様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導の充実がなされるよう、各学校の取組を促していきます。

2 豊かな心の育成

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育てます。

そのため、家庭や地域と連携を図り、規範意識を育成し、いじめや暴力行為を許さず、生命を大切にす心や思いやりのある心、豊かな感性を育む道徳教育の充実を図ります。

また、各学校において、家庭や地域との連携を図り、児童生徒の実態に応じた様々なボランティア活動を進め、子どもの社会教育への意欲の醸成に資する活動を一層推進します。

エネルギーに関する教育を充実させ、生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土とくしまを愛するモラルの高い児童生徒を育成するために、「新 学校版環境ISO^{*1}」の認証取得を推進します。

施策1 【道徳教育の充実】

現 状

- 子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、家庭や地域の教育力の低下、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流の場や体験活動の減少などを背景として、人間関係を築く力や社会性の育成の不十分さが指摘されています。また、いじめや不登校、暴力行為等、子どもを取り巻く課題は多様化しています。
- こうした社会的な背景の下、今後、小中学校の学習指導要領において、道徳の時間が特別の教科として教育課程に位置づけられることとなりました。高等学校の学習指導要領にも道徳教育が位置づけられており、道徳教育の更なる充実が求められています。このため、県内の小・中学校においては道徳教育推進教師を、高等学校においては道徳教育担当教員をそれぞれ中心として、道徳教育の全学年にわたる全体計画を作成し、規範意識の醸成に努め、豊かな心を育成する道徳教育を進めています。
- また、学習指導要領において、道徳教育では、我が国と郷土を愛する日本人の基盤となる道徳性を養い、社会に尽くした先人への尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努めることが記されています。本県においては、県内の優れた伝統・文化を継承した先人を取り上

^{*1} 新 学校版環境ISO：新 学校版環境ISOは、ISO14000シリーズの理念をもとにPDCAサイクルを用いて、従来の学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などに継続的に取り組むとともに、これらの取組を地域に広げ、児童・生徒が地域に出向き、環境美化活動や自然観察などを積極的に行って、学校における環境学習で学んだことを、家庭や地域にも波及させることを目的としたもの。

げた本県独自の道徳用副読本を作成する等、郷土徳島に誇りを持ち、日本人としての自覚をもって我が国を愛する児童生徒育成のため、道徳教育の充実を図っています。

課題

- 一人一人が、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることが求められています。こうした道徳性の涵養については、地域・家庭と連携した、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組が必要です。また、すべての小・中学校に設置された道徳教育推進教師及び各高等学校道徳担当教員を中心に、すべての教師による指導体制を整備し、道徳の授業を充実させる必要があります。
- いじめを起こさない児童生徒の育成をめざし、いじめの未然防止を図るために、規範意識を確立するとともに、生命の尊さを理解し、自分の命を大切にすることはもとより、他者の命も大切にする豊かな心の育成を図るために、道徳教育を一層充実していく必要があります。
- 郷土徳島に誇りを持ち、日本人としての自覚を持って我が国を愛する児童生徒を育成するために、郷土徳島が生んだ偉人を取り上げ、その生き方や功績に触れることができるような道徳用教材を作成するとともに、その効果的な指導方法等に関する研究を行うことが必要です。小学校から高等学校まで児童生徒の発達段階に応じた道徳教育の推進によって、本県の道徳教育が一層充実し、児童生徒の道徳性も一層高まることが期待されます。

今後の取組

- 徳島県道徳教育推進協議会等において推薦を受けた教員が、勤務校での日々の教育活動や研究授業、先進地視察などの研修を通して道徳教育に関する実践研究を行い、その成果を研修会等において発表し、道徳教育推進リーダーとして、全県的に普及を図ります。また、県内の小学校、中学校、高等学校の中から道徳教育について先進的な取組を行う研究校を複数指定し、その成果を普及する取組を行います。
- 道徳教育推進教師等の職務研修や希望研修の一層の充実を図り、教員の道徳教育への理解を深めるとともに、各種道徳教材の効果的な活用方法等の指導スキルを身につけさせ、教員一人一人の指導力の向上を図ります。
- 道徳教育によって児童生徒に道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性が育成され、日常生活における道徳的実践が確かなものとなり、規範意識の向上とともに、いじめ等の問題行動を起こさない児童生徒の育成が図られます。その際には、児童生徒同士が道徳教育を通して感じたことや気づいたことを、伝え合ったり話し合ったりすることにより、規範を守り行動するという自律性を一層育むよう、各学校の取組を促していきます。
- 自尊感情を高め、自他を大切にすることを育てることにより、いじめ等の問題行動を起こさない児童生徒の育成が図られることから、道徳教育の中で「命」の大切さへの理解を深める取組を推進します。
- 生命の誕生や死に直面する職業に携わる方、困難を乗り越えて今を生きる方、夢や目標を持って活躍する先輩等と交流することにより、いのちの素晴らしさや尊さを学び、将来にわたって、自他の命や心をサポートできる児童生徒を育てる教育を推進します。

- 郷土徳島が生んだ偉人の生き方や優れた功績を取り上げた本県独自の道徳用教材を作成し配付することで、児童生徒が、郷土徳島に誇りをもち、社会の発展に尽くした先人への尊敬と感謝の念を深めるとともに、日本人としての自覚をもって我が国を愛する心を育むなど、道徳教育の一層の充実を図ります。

施策2 【豊かな心を育むボランティア活動の推進】

現 状

- 東日本大震災の被災地支援を通して、ボランティア活動による社会貢献への意識が高まっています。
- 学校においては、地域の人たちとともに行う活動を通して、児童生徒一人一人が地域社会の一員であることを自覚し、社会貢献はもとより、自分自身の成長にもつながるボランティアの意義を踏まえた体験的・実践的活動などを積極的に取り入れつつあります。

課 題

- 学校におけるボランティア教育の充実や家庭・地域・ボランティア団体等との連携を緊密に図り、継続的に学校や地域でのボランティア活動を推進し、その意欲を醸成していく必要があります。
- 学校におけるボランティア教育の指導者を育成する教員研修や情報提供等の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 学校においては、福祉施設の訪問、地域の清掃活動やリサイクル品回収活動を行うなど、各学校、家庭、地域の実態に応じた様々な活動を進めます。また、リーフレット等により、各種ボランティア活動の紹介や先進校の取組について情報の提供を行います。
- 教員のボランティア体験の機会やボランティア教育の指導力向上のための研修等を充実させ、児童生徒への指導に生かすことで、児童生徒の社会貢献への意欲の醸成を一層推進します。
- 学校と家庭、地域がともに取り組む体制やボランティア活動を行う団体との協力体制を確立し、学校外部の人材を活用するなど、地域に根ざした活動の充実を進めます。

施策3 【環境教育の推進】

現 状

- 環境問題の解決に向け、「とくしま環境学習プログラム」を編成し、互いに連携・協働しながら主体的に行動する人づくりを進めています。
- 多くの学校においては、環境教育が教育目標や重点目標に位置づけられ、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科、家庭科などの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて系統的・計画的な取組が行われています。

- 平成16年度に学校の環境教育の中に位置づけた本県独自の「学校版環境ISO^{*1}」認証システムを構築し、県内公立小・中・高・特別支援学校においてPDCAサイクル^{*2}を取り入れ、さらに成果をわかりやすく目に見える形に整理していくことで児童生徒、教職員が一体となった環境保全活動を推進してきました。平成24年度からは、これまでの取組を継続しつつ、活動を地域に広げ、児童生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、学校における環境学習で学んだことを、家庭や地域にも波及させていく「新 学校版環境ISO」を推進しています。

課題

- 「とくしま環境学習プログラム」の利用の促進を図る必要があります。
- 従前の「学校版環境ISO」認定校の「新 学校版環境ISO」への移行と、「新 学校版環境ISO」新規申請校の一層の増加を推進する必要があります。

今後の取組

- エコリーダー養成講座を開催し、環境教育の指導者を養成することにより、児童生徒が環境問題の解決に向けて取り組む力を育成します。
- 「新 学校版環境ISO」認証取得校が取組や成果を発表する場として、環境・エネルギー教育発表会を開催し、環境教育の推進を支援します。
- 「新 学校版環境ISO」認証取得校の取組や環境教育に関する資料をホームページ等から情報提供することで、「新 学校版環境ISO」認証取得をより一層進め、さらに学校での環境学習の学びを家庭や地域へ波及させていきます。

3 健やかに生きる力の育成

学校体育の充実を図り、子どもたちが自分にあった運動を継続して、運動習慣の確立を図ります。また、学校における食育、健康教育を推進し、運動習慣の確立と望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送れる力を育成します。

施策1 【学校体育の充実と運動習慣の確立】

現状

- 平成20年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施され、本県児童生徒の体力・運動能力は、改善傾向にあるものの、多くの運動種目で全国平均以下の状態が続いています。原因として、「運動する子・しない子」の二極化、睡眠時間が短いこと、朝食の未摂取の割合や肥満児の出現率が高いことから運動習慣の確立、望ましい生活習慣の形成が不十分であると考えられます。
- 「子どもの体力運動能力向上対策委員会」を設置し、平成21年度には体力向上の指針

*1 学校版環境ISO：ISO14001などの環境規格を参考に、子どもたちが自ら目標を立て、成果をチェックする方法で、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどに継続的に取り組む活動を推進するもの。

*2 PDCAサイクル (PDCA cycle, plan-do-check-act cycle)：事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つである。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

として「子どもの体力向上支援プラン」を、平成22年度には具体的目標として「子どもの体力向上アクションプラン」を策定し、体力向上に向けた取組を実施しています。

- 子どもの体力向上のため、関係部局と連携した取組を推進しています。なお、平成26年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小学校5年生、中学校2年生の男女において、前年度と比較すると全国平均以上の種目が9種目から12種目に、記録が向上した種目は34種目中、20種目と改善されています。

課題

- 児童生徒の体力・運動能力の向上をめざし、外遊びや徒歩通学の奨励により、運動習慣の確立に向けた取組をさらに充実させる必要があります。
- 積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化の解消に向け、「運動好きな子ども」をつくるために、学校体育の充実を図り、子どもに運動の楽しさや喜びを味わわせる取組を推進する必要があります。
- 望ましい生活習慣の形成に向け、家庭、地域への啓発を図り、保護者等に協力を求めていく必要があります。

今後の取組

- 児童生徒が目標をもって運動に取り組んだり、歩数計を活用するなど、運動習慣の確立を図る取組を推進します。
- 子どもたちが楽しみながら繰り返し運動に取り組めるように、ICTによるランキングシステムの利用を促進します。
- 体育の授業に指導主事や大学教員等の専門性をもった指導員を派遣し、体育の授業の指導や校内研修を支援します。
- 体育の授業で、個に応じた指導を通して、すべての児童生徒に運動の楽しさを味わわせることができるよう、研修の充実を図ります。
- 運動イベントの開催を通して、体力向上に関する県民への意識の高揚を図ります。
- 保護者が子どもと一緒に運動する機会を設けたり、体力の土台となる生活習慣の大切さを啓発したりすることを通して、子どもの体力や健康への意識を高めます。

施策2 【学校における食育の推進】

現状

- 県内の全公立学校において、食育リーダーを置き、「食育全体計画」に基づいて食育を推進しています。
- 平成26年度は、学校における食育の中核的役割を担う栄養教諭^{*1}を50名配置し、地場産物を活用した学校給食の推進や、食に関する指導の充実に取り組んでいます。
- 学校給食では、感謝の心や郷土愛を育むとともに、安全・安心な学校給食を提供するため、地場産物の活用を促進しており、地元の旬の産物を学校給食に取り入れた「旬の食材

*1 栄養教諭：学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うとともに、コーディネーターとして市町村の学校における食育推進の中核的役割を担う教員。

活用月間」の設定や、高校生が発案した地場産物活用レシピを、学校給食に取り入れる取組も進めています。

- 県内小中学生の食に関する課題を解決するため、全ての公立小中学校で「徳島県学校食育推進パワーアップ作戦」を展開し、栄養教諭・学校栄養職員が専門性を生かした食に関する授業を行っています。

課 題

- 全公立小中学校において、栄養教諭・学校栄養職員の専門性を生かした「食に関する指導」をより一層推進する必要があります。
- 本県の課題である成人の野菜摂取不足解消に向け、野菜のおいしさや野菜摂取の重要性を伝え、幼児期から進んで野菜が摂取できるような食習慣を形成する必要があります。
- 朝食摂取や生活習慣病予防に向けた望ましい食習慣の形成に向け、それぞれの発達段階に応じた指導に取り組む必要があります。
- 市町村の食育を推進するため、学校数や児童生徒数に応じた栄養教諭の配置を進めていく必要があります。

今後の取組

- 栄養教諭が各校の食育リーダーと連携・協力し、学校給食を「生きた教材」として活用しながら、全公立小中学校において、積極的に「食に関する指導」を実施します。また、幼稚園においても、学校給食を活用した食育の推進に取り組みます。
- 学校給食に県産の豊富で新鮮な食材を活用することにより、「野菜がおいしい」と感じられるような献立を工夫し提供するとともに、野菜摂取の大切さについて理解を深め、野菜摂取をはじめとする望ましい食習慣の形成に向けた取組を進めます。
- 学校給食のない高校生も含め、幼児期よりそれぞれの発達段階に応じ、朝食や野菜摂取、生活習慣病予防に向けた望ましい食習慣の形成や食生活の自立を応援する活動に取り組みます。
- 地場産物を活用した学校給食の推進や食に関する指導の充実のために、栄養教諭の配置を拡充します。

施策 3 【学校保健の充実】

現 状

- 社会環境や生活環境の急激な変化により、アレルギー疾患や感染症、メンタルヘルスに関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用の問題など、健康課題が多様化しています。
- 徳島県の肥満傾向の児童生徒の割合は、「平成26年度学校保健統計」では男子6歳を除いた各年齢において、全国平均を上回っています。
- 医師会と連携し、高等学校、特別支援学校においても、小・中学校と同様に平成21年度から「肥満健康管理システム」を、平成23年度からは「学校糖尿病検尿システム」を、さらに平成24年度には「学校腎臓病検尿システム」を開始し、小学校から高等学校までの継続的な健康管理や肥満予防に取り組んでいます。

課題

- 子どもの健康課題に適切に対応するため、研修の充実を図り、教職員の専門性の向上を図る必要があります。
- 健康に関する課題を単に個人的な問題とするだけでなく、学校、家庭、地域の専門機関が連携して取り組む必要があります。
- 子どもの歯と口腔の健康づくりを進めるため、引き続き、う歯予防・歯周疾患に対する取組が必要です。

今後の取組

- 専門家や関係機関と連携し、多様化する現代的な健康課題に適切に対応できるよう教職員を対象に研修会・講習会を実施します。
- 飲酒・喫煙・薬物乱用に対する正しい知識理解を深め、望ましい行動選択ができる子どもの育成をめざし、警察、医師会、学校薬剤師会等の専門機関と連携し、薬物乱用防止教室をすべての小・中・高等学校において開催します。
- 「肥満健康管理システム」を活用し、丁寧な個別指導を行い、二次検診の受診率を高め、肥満や生活習慣病の予防に努めます。
- 元気な阿波っ子を育成するため、子供たちの幅広い健康予防に迅速かつ適切に対応するとともに、本県の子供の特徴的な健康課題である「肥満予防」に向けて、「食事」「運動」「生活習慣」等を連携させた取組を実施します。
- 学校、家庭及び学校歯科医、歯科医師会等の関係機関と連携し、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

4 個性がひらく特別支援教育の推進

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、校内委員会を活用して各学校における適切な教育を行うとともに、個別の教育支援計画^{*1}を作成・活用して医療・保健・福祉・労働等の機関と連携し、幼児期から就労期まで一貫した指導・支援が行えるよう、一人一人の自立と社会参加を見据えた取組を推進します。

施策1 【相談支援体制の充実】

現状

- 本県では、特別支援学校^{*2}・特別支援学級^{*3}・通級指導教室^{*4}において、個々の教育的ニ

*1 個別の教育支援計画：医療、福祉、保健、労働などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立つて、一貫して的確な教育的支援を行うために障がいのある幼児児童生徒一人一人について支援の内容などを示した計画。

*2 特別支援学校：障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の取組を支援する特別支援教育のもとで、一人一人の教育的ニーズに応じた手厚きめ細やかな教育を行う学校。これまでの盲学校、聾学校、養護学校を一本化するとともに、複数の障害に対応した教育を行うことができる。

*3 特別支援学級：障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の取組を支援する特別支援教育のもとで、特別な教育課程により一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行う。基本的には、小・中学校において、8名を標準とした少人数で編制される。

*4 通級指導教室：「通級による指導」を行っている学びの場。小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障がい、弱視、難聴、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいに基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を行う。

ズに応じた指導を受けている幼児児童生徒は、平成20年度から平成26年度までの間に約1.4倍に増えています。

- 国においては、これからの共生社会の形成に向け、地域において障がいのある人とない人がふれあい、学び合い、交流する機会を増やすことにより、インクルーシブ教育システム^{*1}を構築していくことの重要性を示しています。
- 障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して、社会参加することができるよう、医療・保健・福祉・労働等の機関との連携をさらに強化し、社会全体の様々な機能を活用した相談支援体制の充実が求められています。

課題

- 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、それぞれの発達段階等に応じた教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる仕組みを整備することが重要です。
- 本人・保護者が必要とする具体的な支援について、各地域において情報提供ができる相談体制を構築する必要があります。
- 生涯にわたる一貫した適切な指導や必要な支援を行うために、一人一人の個別の教育支援計画を作成し、活用することが必要となっています。

今後の取組

- 個別の教育支援計画の作成・活用を通して幼稚園、小・中・高等学校や特別支援学校において継続した支援を行い、幼児児童生徒に対する指導や支援の「質」を高めていきます。
- 各市町村において設置されている特別支援連携協議会等により、各地域の教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制を構築するとともに、県と市町村が補完しながら相談支援体制の一層の充実を図ります。

施策2 【就労支援の充実】

現状

- 発達障がい^{*2}を含む障がいのある生徒が、高等学校等において就労のための準備を適切に行えるような支援が求められており、特別支援学校や県内の労働機関等と連携しながら支援を行う取組を進めています。
- 本県の特別支援学校においては、高等部卒業生のうち事業所等への就職率は、平成22年度は26.0%（全国平均24.3%）から平成25年度は28.4%（全国平均28.0%）と徐々に上昇してきており、全国平均を上回っています。
- 本県の特別支援学校高等部の生徒を対象とした「とくしま特別支援学校技能検定」を実

*1 インクルーシブ教育システム：平成24年7月23日に出された中央教育審議会初等中等教育分科会の報告によれば、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」と示されている。

*2 発達障がい：発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と規定されている。

施し、生徒の働くための意欲や技能の向上を図っています。

- 「特別支援学校ゆめチャレンジフェア」を開催し、特別支援学校生徒の就労に向けた意欲向上を促進するとともに、関係機関と連携しながら、企業の障がい者雇用への理解を図っています。

課題

- 発達障がいを含む障がいのある生徒がその個性と能力が発揮できる職域を広げ、職業的自立につなげられるよう、生徒と事業所をつなぐコーディネートが必要です。
- 障がいのある生徒の職業的自立に向け、企業の雇用ニーズを把握したり、効果的に職業スキルを身に付ける必要があります。

今後の取組

- 事業所等での就業体験を積極的に行うことにより、生徒自身の適性に応じた就労支援を推進します。
- 関係機関との連携を強化し、企業の障がい者雇用への理解を推進するとともに、生徒の勤労意欲や技能向上を図るなど、特別支援学校生徒の社会的・職業的自立のための取組を強化していきます。

施策3 【発達障がい教育の充実】

現状

- 平成19年に改正された学校教育法では、発達障がい者が特別支援教育の対象に含まれ、障がいの改善又は克服をめざして、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われています。
- 発達障がい者の総合的な支援を充実するため、教育・福祉・医療・就労が連携する本県の発達障がい者総合支援ゾーンが平成24年4月1日にオープンし、また、発達障がいのある高等学校段階の生徒の社会的・職業的自立をめざす「みなと高等学園」が、発達障がい教育の拠点校として平成24年4月10日に開校しました。

課題

- 発達障がいのある幼児児童生徒の充実した学校生活のため、適切な指導及び必要な支援の定着、さらなる向上を図る必要があります。
- 発達障がいのある幼児児童生徒について、各機関が行っている支援のノウハウを有機的につなぐネットワークづくりが求められており、社会的・職業的自立に向けて、一貫して継続した支援が必要です。

今後の取組

- 各園・各学校において社会スキルの習得や学校・地域ぐるみで取り組むサポート体制の導入を行うとともに、「徳島県発達障がい教育研究会」を開催するなどして適切な指導及び必要な支援をさらに充実し、共有した知見を県内外に発信します。
- みなと高等学園が核となり、教育・福祉・医療・保健・労働等の機関をつなぐネットワークを構築します。

- 児童一人一人の教育的ニーズに、よりの確にこたえる体制を進めるため、多様な学びの場を充実し、教育分野の専門家との連携や研修内容の充実を図るなど、教員の専門性の向上に取り組み、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。

5 行動につながる人権教育の推進

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、「徳島県人権教育推進方針^{*1}」に基づき、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進します。また、人権教育の指導内容や指導方法等の研究・実践を進め、幼児児童生徒の知識・理解を深め、確かな人権感覚を育て、実践力を養うとともに、教員の指導力の向上と資質の向上を図ります。

施策1 【教育活動全体を通じた人権教育の充実】

現 状

- すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育を推進し、学校の教育活動全体を通じた取組を進めています。
- 各学校では、人権教育目標を設定し、人権教育年間計画に基づく人権教育に取り組み、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開しています。
- “あわ”じんけん講座^{*2}や人権教育主事研修会、人権教育指導員制度の活用等を通じて、人権に関する知識・理解を深めるとともに指導力の向上を図っています。

課 題

- 幼児児童生徒の人権感覚を育成し、人権教育で学んだことを生活に生かすことができる力を育てるため、指導内容や指導方法の工夫・改善を行うことが求められています。
- 教員自らが人権課題の解決に必要な知識や態度を身に付けるとともに、社会状況の変化や学校、地域の実情に応じた人権教育の推進と、より組織的・計画的な人権教育を実践する必要があります。
- 学校においては、常に人権尊重の視点に立った学校づくりに努め、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図っていく必要があります。

今後の取組

- 平成25年度末に改定した「徳島県人権教育推進方針」に基づき、学校教育において、学習者の発達段階に応じ、あらゆる機会や場を捉えて人権教育を推進するとともに、その具体実践化を図ります。
- 人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」「“あわ”人権学習ハンドブックプラス」及び文部科学省が公表している「人権教育の指導方法等の在り方について[第

*1 徳島県人権教育推進方針：平成16年2月に県教育委員会が策定した本県人権教育を推進するための方針。人権尊重の理念として、一人一人の人権が調和的に行使される「人権の共存」を掲げ、人権教育の推進に際して、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチの双方を加味することの重要性を述べている。

*2 “あわ”じんけん講座：各学校における人権教育を充実するため、教職員の人権意識の高揚を図り、人権及び人権問題に関する理解・認識を深め、指導力を高める講座。

三次とりまとめ」の活用促進を図ります。

- 各ライフステージ^{*1}に応じた研修の実施や人権教育指導員の派遣により、教員の人権意識の高揚と指導力の向上に努めます。
- 人権に関する作品の制作やその活用・展示を通して、幼児児童生徒をはじめ県民の人権意識の高揚を図ります。

施策 2 【自主的な活動の推進】

現 状

- 「中・高生による人権交流事業^{*2}」では、学校・校種・地域を越えた生徒が交流し、人権について語り合うことを通して、人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題を解決する実践力を育成しています。

課 題

- より多くの生徒が自主的に「中・高生による人権交流集会」等へ参加し、人権意識が高まるよう、活動内容や活動方法を工夫する必要があります。

今後の取組

- 「中・高生による人権交流集会」の活動内容を工夫・改善し、人権をテーマに、主体性・積極性を持って交流する場を設け、人権問題の解決に向けた実践力や行動力を身に付けた生徒の育成を図ります。

6 豊かな感性を育む芸術文化活動の推進

学校において、様々な学習機会を活用し、芸術文化に関する体験学習や優れた芸術文化の鑑賞機会の充実を図ることにより、児童生徒が豊かな感性や情操、創造性、コミュニケーション能力などを養うことができるよう取り組みます。

施策 1 【芸術文化活動の活性化】

現 状

- 第 27 回国民文化祭の開催を契機に、徳島ならではの芸術文化活動に対する理解と関心が高まっており、また、それらを活用したまちづくりが推進されています。
- 新しい学習指導要領に基づき、各教科、領域において伝統や文化についての理解を深める学習が行われている学校もありますが、なお、一層の活動時間や指導者の確保が求められています。

*1 ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などのそれぞれの段階。出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目によって変わる生活に着目した区分。

*2 中・高生による人権交流事業：県内の中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が交流し、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図り、様々な人権問題を解決する実践力を身につけた生徒を育てることを目的としている。この事業の目的を達成するために、教職員の指導・支援のもと、中・高生による生徒部会が中・南・西の 3 ブロックに組織され、事業内容を企画立案し活動に取り組んでいる。また、県内の中・高生が一堂に会する「中・高生による人権交流集会」を実施している。

- 中学校において、課外活動としての部活動に所属している生徒のうち、約20%が、また、高等学校においては、約37%の生徒が文化部に所属しています。活動内容としては、吹奏楽や美術、書道のほか、人形浄瑠璃や阿波おどりなど伝統文化についての取組を行う活動も見られます。
- 中学校における美術や書写作品の発表の機会の場合として、平成23年度より徳島県中学校合同文化作品展を開催しています。また、高等学校においては、県高等学校総合文化祭をはじめ、近畿・全国高等学校総合文化祭への参加が積極的に行われ、県内のみならず、県外の高校生との芸術文化の交流が活発に行われています。

課 題

- 各学校においては、児童生徒の豊かな感性や情操を養うため、個性豊かに芸術文化活動に取り組めるよう、活動の意義や必要性の啓発に努める必要があります。
- 優れた芸術文化についての情報や体験活動の機会を積極的に提供して、児童生徒の芸術文化活動に対する意欲や態度を活性化する必要があります。
- 外部人材や文化団体と連携し、学校や地域の実情に即した、多様で魅力的な芸術文化活動を推進する必要があります。

今後の取組

- 芸術文化を学ぶ教育の意義や必要性の啓発を効果的に行うために、文化教育の指針の策定や、学校における芸術文化活動の取組について広報に努めます。
- 児童生徒が、美術や音楽など優れた芸術活動に触れる機会を充実させたり、体験する場面を増やすため、新たに設立された中学校文化連盟が主催する文化芸術活動の総合的な発表機会を支援するとともに、全国高等学校総合文化祭や近畿高等学校総合文化祭への生徒の派遣などを支援することを通して、中学生、高校生が活躍する機会の充実を図ります。
- 地域の芸術家や団体と学校の連携を深めることを通して、学校や児童生徒が主体的、継続的に文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備に努めます。